

企業会計基準委員会 御中

山本修平

実務対応報告公開草案第 52 号についてのコメント

質問 1

この提案に同意しない。

【理 由】

・企業は、独立した第三者評価機関より算定された公正価値評価相当の金銭を実際に支払って権利確定条件付き有償新株予約権を付与している取引であるため、報酬性はないと考えるため。

・権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引として理解しているのであり、この理解を前提にすると企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」の適用範囲になる取引とすることが適切であると考えられるため。